



草加八潮消防組合監査委員告示第 1 号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した定例監査の結果に関する報告を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 5 日

草加八潮消防組合監査委員 中 村 幸 彦

草加八潮消防組合監査委員 小 川 利 八

1 監査対象所属

予防課、情報指令課、八潮消防署管理課、八潮消防署消防第1課及び第2課

2 監査対象事務

令和5年度及び令和6年度（同年9月30日まで）に執行された財務に関する事務

3 監査期間

令和6年10月7日（月）から令和7年1月27日（月）まで（講評を含む。）

4 監査の実施手続

草加八潮消防組合監査基準第10条並びに草加八潮消防組合監査事務処理要領第5条及び第6条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

5 監査の着眼点

別紙「草加市監査委員事務局財務事務監査の着眼点」を準用するものとししました。

6 監査結果

(1) 予防課

予防課には、法令・条例に基づき、防火対象物や危険物製造所等の立入検査や行政指導等を行うとともに、火災原因を調査し、地域住民に防火意識の啓発を図るため、予防防火係、査察調査係及び危険物係の3係が置かれています。

令和6年度の職員体制については、組合職員数の4.6%、15人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（令和6年4月1日現在）

所属	人数	割合
予防課※	15人	4.6%
その他の所属	314人	95.4%

※ 再任用短時間勤務職員 3 人を除く。

予防課は、市民や事業所等における防火意識の浸透・向上を図り、火災予防の推進を主眼とする組織であると捉えています。具体的には、予防防火係は消防用設備等の設置指導や検査、火災予防の企画推進などを担い、査察調査係は防火対象物の立入検査、火災原因調査などを担い、危険物係は、危険物製造所等の立入検査及び設置等の許認可などの業務を担っています。

(2) 情報指令課

情報指令課には、ネットワークシステムの総合調整及び維持管理に関する事務、災害通報の受信及び出動指令に関する事務等进行处理するため、情報システム係、指令第 1 係、第 2 係及び第 3 係の 4 係が置かれています。

令和 6 年度の職員体制については、組合職員数の 5.5%、18 人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（令和6年4月1日現在）

所属	人数	割合
情報指令課※	18人	5.5%
その他の所属	311人	94.5%

※ 再任用短時間勤務職員 1 人を除く。

情報指令課は、ネットワークシステムの総合調整により業務の円滑化を図るとともに、119 番通報の受付などを通して市民の生命や財産を守ることに寄与する組織であると捉えています。具体的には、情報システム係は、業務システムの総合調整や通信運用計画の立案及び推進などを担い、指令第 1 係、第 2 係及び第 3 係は、119 番通報の受付及び出動指令を発することや応急手当の

口頭指導などの業務を担っています。

(3) 八潮消防署管理課

八潮消防署管理課は、八潮消防署の総合調整、八潮市消防団に関する事務等を掌理するため、管理係が置かれています。

令和6年度の職員体制については、組合職員数の0.9%、3人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（令和6年4月1日現在）

所属	人数	割合
八潮消防署管理課※	3人	0.9%
その他の所属	326人	99.1%

※ 再任用短時間勤務職員3人及び八潮市からの派遣職員1人を除く。

八潮消防署管理課は、消防、救急活動を行う現場部門とは一線を画す立場から、適正な消防署の運営に寄与する組織であると捉えています。具体的には、災害活動拠点となる庁舎の整備や維持管理を初め、消防団に関する事務など、消防活動を支えるための業務を実施しています。

(4) 八潮消防署消防第1課及び第2課

八潮消防署消防第1課及び第2課には、それぞれ指導係、消防第1係、第2係及び第3係、救助係、救急第1係及び第2係の7係が置かれています。

令和6年度の職員体制については、組合職員数の21.3%、70人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（令和6年4月1日現在）

所属	人数	割合
八潮消防署 消防第1課及び第2課	70人	21.3%
その他の所属	259人	78.7%

八潮消防署消防第1課及び第2課は、消防及び救助・救急活動を所管し、火災や地震等の災害から市民の生命や財産を守ることに寄与する組織であると捉えています。

具体的には、消火及び救助・救急の活動など主に災害現場における活動や消防訓練、救急訓練の指導を通して、市民に危機管理意識の向上を図る業務を担っています。

令和5年度及び令和6年度の9月30日までに執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められましたので、《指摘事項》はありません。